【様式】

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称			沖縄の国際物流拠点産業集積地域における課税の特例措置の延長
2	対象税目	①	政策評価の対象税目	（法人税：義）（国税１０） （法人住民税、法人事業税：義）（自動連動）（地方税９）
		②	上記以外の税目	（所得税：外、関税：外、個人住民税：外、事業所税：外）
3	要望区分等の別			【新設・拡充・延長】　【単独・主管・共管】
4	内容			《現行制度の概要》 １．国税（（１）～（３）は選択制）（県知事認定及び主務大臣の確認を受けた者のみ） （１）所得控除（法人税） ア　国際物流拠点産業集積地域の区域内において、特別事業認定を受けた法人の特定国際物流拠点事業に係る法人所得について、40%に相当する金額を損金の額に算入（特別事業認定法人で、法人設立後 10 年間） （２）投資税額控除（法人税） ア　国際物流拠点産業集積地域の区域内において国際物流拠点産業の用に供する設備を新・増設した青色申告法人は、当該設備の取得価額に次の割合を乗じた金額から法人税額から控除 ・機械及び装置の合計額が 100 万円を超えるもの 15% ・建物及び建物附属設備の取得価額の合計額が 1,000 万円を超えるもの　８% イ　法人税額の 20%限度（繰越税額控除４年）、取得価額の上限 20 億円 ウ　対象となる建物附属設備等は建物と同時取得したものに限られる （３）特別償却（法人税、所得税） ア　国際物流拠点産業集積地域の区域内において国際物流拠点産業の用に供する設備を新・増設した青色申告法人は、普通償却限度額に加えて、当該設備の取得価額に次の割合を乗じた金額を償却 ・100 万円を超える機械及び装置　50% ・1,000 万円を超える建物等　25% イ　取得価額の上限額 20 億円 ウ　対象となる建物附属設備等は建物と同時取得したものに限られる （４）貿易手続きの簡素化（関税）

		ア 国際物流拠点産業集積地域内の保税工場等の許可手数料の軽減 イ 関税の課税物件の確定に関する特例措置保税工場等において、保税作業により製造した製品を国内に引き取る場合、関税については製品課税又は原料課税のいずれかを選択 2. 地方税 (1)法人住民税、個人住民税、事業税 ア 上記の法人税及び所得税負担の軽減と同様の効果を適用する。(自動連動) (2)事業所税 ア 那覇市において、国際物流拠点産業の用に供する施設について、新設の日から5年間に限り、事業所税の資産割の課税標準を2分の1控除する。
		《要望の内容》 沖縄振興特別措置法(平成 14 年法律第 14 号)の規定に基づく国際物流拠点産業集積地域における課税の特例について、適用期限(令和9年3月 31 日)を3年間延長し、令和 12 年3月 31 日までとする。
		《関係条項》 ・沖縄振興特別措置法 第 50 条、第 51 条 ・沖縄振興特別措置法施行令 第 21 条 ・租税特別措置法 第 12 条、第 42 条の9、第 45 条、第 60 条、 ・租税特別措置法施行令 第6条の3、第 27 条の9、第 28 条の9、第 36 条 ・租税特別措置法施行規則 第5条の 13、第 20 条の 16、第 21 条の 17 の3 ・地方税法 第6条、第 23 条第 1 項第 3 号、第 51 条第 2 項、第 72 条第 1 項第 3 号、第 72 条の 12 第 3 号、 第 72 条の 23 第 1 号、第 292 条第 1 項第 3 号、第 313 条第 2 項、附則第 33 条、 ・地方税法施行令 附則第 16 条の2の8
5	担当部局	内閣府 政策統括官(沖縄政策担当)付 産業振興担当参事官室
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和8年8月 分析対象期間:令和5年度～令和 11 年度
7	創設年度及び改正経緯	平成 10 年度 ・自由貿易地域 拡充 ・特別自由貿易地域 創設 平成 14 年度 ・自由貿易地域・特別自由貿易地域 延長 平成 19 年度 ・自由貿易地域・特別自由貿易地域 延長 平成 24 年度 ・国際物流拠点産業集積地域 創設

				・自由貿易地域・特別自由貿易地域 廃止 平成 26 年度 ・国際物流拠点産業集積地域 拡充（対象業種の追加等） 平成 29 年度 ・国際物流拠点産業集積地域 延長 令和元年度 ・国際物流拠点産業集積地域 延長 令和３年度 ・国際物流拠点産業集積地域 延長 令和４年度 ・国際物流拠点産業集積地域 拡充（対象地域の追加等） ・課税の特例に係る県知事認定及び主務大臣の確認を導入 令和７年度 ・国際物流拠点産業集積地域 拡充・縮減（対象地域の追加等）
8	適用又は延長期間			令和９年４月１日から令和 12 年３月 31 日までの３年間
9	必要性等	①	政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 国際物流拠点関連産業の更なる集積と設備投資を促しながら域外搬出額を増加させ、最終的に一人当たり県民所得の向上を目指す。
				《政策目的の根拠》 〇経済財政運営と改革の基本方針 2026 について（令和８年７月 21 日閣議決定） 強い沖縄経済の実現を目指し、沖縄科学技術大学院大学による産学官連携等の産業振興、「GW2050 PROJECTS」の早期実現、北部・離島地域振興、こどもの貧困対策や Well-being 実現に向けた取組等、沖縄振興を国家戦略として総合的に推進する。 〇沖縄振興特別措置法（平成 14 年法律第 14 号） （目的） 第一条　この法律は、沖縄の置かれた特殊な諸事情に鑑み、沖縄振興基本方針を策定し、及びこれに基づき策定された沖縄振興計画に基づく事業を推進する等特別の措置を講ずることにより、沖縄の自主性を尊重しつつその総合的かつ計画的な振興を図り、もって沖縄の自立的発展に資するとともに、沖縄の豊かな住民生活の実現に寄与することを目的とする。 （定義） 第三条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 十一　国際物流拠点産業　国際物流拠点（国際的な貨物流通の拠点として機能する港湾又は空港をいう。以下同じ。）において積込み又は取卸しがされる物資の流通に係る事業、当該事業の用に供される施設の設置又は運営を行う事業その他の国際物流拠点を中核とした集積が形成され、かつ、当該集積の形成が貿易の振興に寄与すると見込まれる事業であって政令で定めるものをいう。 （国際物流拠点産業集積計画の作成等） 第四十一条　沖縄県知事は、基本方針に即して、国際物流拠点産業の集積を図るための計画（以下「国際物流拠点産業集積計画」とい

				う。）を定めることができる。 ２　国際物流拠点産業集積計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。 一　計画期間 二　関税法第二条第一項第十一号に規定する開港又は同項第十二号に規定する税関空港であって、相当量の貨物を取り扱うものに隣接し、又は近接している地域であり、かつ、国際物流拠点産業の用に供する土地の確保が容易である地域であって、国際物流拠点産業の集積を図ることが沖縄における産業及び貿易の振興に資するため必要とされる地域（以下「国際物流拠点産業集積地域」という。）の区域 三　国際物流拠点産業の集積を図るため沖縄県が国際物流拠点産業集積地域において実施しようとする施設の整備その他の措置の内容 四　前号の措置の実施を通じて国際物流拠点産業の集積が図られることにより見込まれる効果 五　第四十二条の二第一項に規定する国際物流拠点産業集積措置実施計画の同条第四項の認定に関する基本的事項 ３～７項（略） （国際物流拠点産業集積地域における事業の認定） 第四十三条　提出国際物流拠点産業集積計画に定められた国際物流拠点産業集積地域の区域内において次に掲げる事業を行おうとする者であって政令で定める要件に該当する者は、当該事業を当該区域内で行うことが適当である旨の主務大臣の認定を受けることができる。 ２～５項（略） （課税の特例） 第五十条　提出国際物流拠点産業集積計画に定められた国際物流拠点産業集積地域の区域内において認定国際物流拠点産業集積措置実施計画に従って国際物流拠点産業の用に供する設備を新設し、又は増設した認定事業者（当該認定事業者が認定国際物流拠点産業集積措置実施計画に従って実施する国際物流拠点産業集積措置が当該区域における国際物流拠点産業の集積に特に資するものとして主務大臣が定める基準に適合することについて主務大臣の確認を受けた者に限る。）が、当該新設又は増設に伴い新たに機械及び装置並びに建物及びその附属設備を取得し、又は製作し、若しくは建設した場合には、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。 ２　認定法人（当該認定法人が営む認定特定国際物流拠点事業が当該区域における国際物流拠点産業の集積に特に資するものとして主務大臣が定める基準に適合することについて主務大臣の確認を受けた法人に限る。）の認定特定国際物流拠点事業に係る所得については、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。 〇沖縄振興基本方針（令和４年５月10日　内閣総理大臣決定） Ⅱ　沖縄の振興の意義及び方向 ２　沖縄振興の方向 （１）沖縄の優位性を生かした民間主導の自立型経済の発展 沖縄の自立的発展のためには、民間の力を最大限に活かし、民間が

				主導する形で自立型経済の発展を目指していくことが不可欠である。このため、アジア・太平洋地域との地理的近接性や、亜熱帯に位置する自然的特性等の優位性・潜在力を活かしつつ、沖縄内外の需要を取り込み、域内産業間で連携して財やサービスを提供していくことを通じ、域内に経済効果が波及する地域経済の好循環を図っていくことが重要である。こうした好循環を先導し、今後の沖縄経済を牽引する競争力のある産業を戦略的に振興するとともに、イノベーションの促進につながる民間主導の実証的な取組を促すことにより、県内事業者の生産性や「稼ぐ力」の向上を図り、持続可能性のある強い沖縄経済を実現することが求められている。 また、沖縄を取り巻く社会経済環境を踏まえ、温暖化による地球規模の気候変動や社会のデジタル化の進展といった時代潮流を的確に捉えて不利性克服の好機とし、グリーン社会への移行やデジタルトランスフォーメーション(以下「DX」という。)を迅速かつ強力に推進することで、持続可能な形で各分野の沖縄振興の一層の深化を図る必要がある。 Ⅲ 沖縄の振興に関する基本的な事項 1 観光、情報通信産業、農林水産業その他の産業の振興に関する基本的な事項 (3)国際物流拠点産業 沖縄の国際物流拠点産業は、アジアや他の都道府県との競争が進む一方、国際物流ハブ機能を持つ那覇空港における第二滑走路の増設を始めとする空港・港湾等の物流インフラの整備や、海外との物流ネットワークの形成等に伴い、域外への事業展開を可能とする環境の整備が図られてきている。 こうした状況も踏まえ、国際物流拠点産業の一層の集積を図るとともに、デジタル技術を活用した物流の効率化・迅速化や、特産物の海外輸出など他産業との連携による高付加価値化を図る。 Ⅳ 沖縄振興の推進に関する事項 1 沖縄振興を推進するための措置(政策ツール) (4)税制上の特例措置 沖縄振興特別措置法においては、特区・地域制度に沖縄県知事による認定や主務大臣による確認の制度等が導入され、企業の付加価値の増加等を促すとともに、税制の適切な効果把握を可能とする制度改正が行われた。 今後とも民間事業者等の自主的取組を後押しし、沖縄の経済発展や不利性の解消に向けて一層の効果が発現するよう、税制の具体的な活用状況や成果等を適切に把握するとともに、その結果に応じて必要な検討や見直しを図る。(以下略)
		②	政策体系における政策目的の位置付け	【政策】10 沖縄政策 【施策】10 沖縄振興に関する施策の推進

		③	租税特別措置等により達成しようとする目標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 1　達成目標 ・国際物流拠点関連産業の域外搬出額 令和 11 年度：1,245 億円 ・本税制活用設備投資額 令和 11 年度：18 億円 ・国際物流拠点関連産業の新規立地企業数 令和 11 年度：30 社 （算出方法） 令和5年度の一人当たり県民所得（231 万5千円）（実績）と令和 13 年度に 291 万円（目標）という値を基に必要な年平均増加額（7万4千円）から、令和 11 年度の一人当たり県民所得 276 万円1千円を推計。 令和 11 年度の一人当たり県民所得を達成するために必要な令和 11 年度の国際物流拠点関連産業の域外搬出額の目標を 1,178 億円（※1）と設定。 令和 11 年度の国際物流拠点関連産業の域外搬出額を達成するために必要な目標投資額を 18 億円（※2）と設定。 令和 13 年度の国際物流拠点の集積を 300 社（※3）としており、そこから年平均の新規立地企業数を設定。 （※1）令和5年度の国際物流拠点関連産業の域外搬出額（実績）、令和5年度の県民所得（実績）、令和5年度県民所得に占める雇用者報酬及び企業所得の割合、令和5年度の県内総生産に占める国際物流拠点関連産業の割合等を用いて推計。 （※2）国際物流拠点関連産業の付加価値額の対売上高比（令和3年経済センサス）、本税制利用者の設備投資額とその投資により増加した付加価値額の比などを用いて推計。 （※3）沖縄県「国際物流拠点産業集積計画」（令和7年4月） 〇達成目標の変更理由 従前の達成目標は、本特例措置を活用した新規立地企業の数を設定していた。 今回要望では、令和4年度から新たに導入した県知事認定及び主務大臣確認制度を踏まえて本税制措置の効果測定を検証するため、政策目的として、一人当たり県民所得等を設定したうえで、政策目的に対して本税制がどれだけ寄与しているのかを定量的に分析できるよう、達成目標を変更した。 2　適用期間中の目標 ・国際物流拠点関連産業の域外搬出額 <table><tr><th>令和9年度</th><th>令和 10 年度</th><th>令和 11 年度</th></tr><tr><td>1,178 億円</td><td>1,211 億円</td><td>1,245 億円</td></tr></table> ・本税制活用事業者の設備投資額 <table><tr><th>令和9年度</th><th>令和 10 年度</th><th>令和 11 年度</th></tr></table>

<table>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>
<table>
<tr><td>18 億円</td><td>18 億円</td><td>18 億円</td></tr>
</table>

・国際物流拠点関連産業の新規立地企業数
<table>
<tr><td>令和9年度</td><td>令和 10 年度</td><td>令和 11 年度</td></tr>
<tr><td>30 社</td><td>30 社</td><td>30 社</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>④</td><td>政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与</td><td>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》
本特例措置により沖縄県内への国際物流拠点関連産業の立地を促進するとともに、投資意欲を高めることで、国際物流拠点関連産業の域外搬出額をさらに伸ばし、もって一人当たり県民所得の向上につなげる　令和6年度の一人当たり県民所得は未確定であるものの、令和4年度以降の当該措置適用事業者の令和6年度の付加価値額増加分は約 12 億円であり、令和6年度の一人当たり県民所得のうち企業所得及び雇用者報酬の向上に一定程度寄与していると考えられる。</td></tr>
<tr><td>10</td><td>有効性等</td><td>①</td><td>適用数</td><td>1．過去5年間の適用実績件数
（単位：件）
<table>
<tr><td></td><td>項目</td><td>令和
3 年度</td><td>令和
4 年度</td><td>令和
5 年度</td><td>令和
6 年度</td><td>令和
7 年度</td></tr>
<tr><td rowspan="4">国税</td><td>所得控除</td><td>1</td><td>3</td><td>2</td><td>1</td><td>0</td></tr>
<tr><td>投資税額控除</td><td>27</td><td>12</td><td>11</td><td>7</td><td>9</td></tr>
<tr><td>特別償却</td><td>3</td><td>2</td><td>4</td><td>1</td><td>0</td></tr>
<tr><td>計</td><td>31</td><td>17</td><td>17</td><td>9</td><td>9</td></tr>
<tr><td rowspan="3">地方税</td><td>法人住民税</td><td>31</td><td>17</td><td>17</td><td>9</td><td>9</td></tr>
<tr><td>事業税</td><td>31</td><td>17</td><td>17</td><td>9</td><td>9</td></tr>
<tr><td>計</td><td>62</td><td>34</td><td>34</td><td>18</td><td>18</td></tr>
</table>
2．今後の適用件数見込み
（単位：件）
<table>
<tr><td></td><td></td><td>令和
8 年度</td><td>令和
9 年度</td><td>令和
10 年度</td><td>令和
11 年度</td></tr>
<tr><td rowspan="4">国税</td><td>所得控除</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td></tr>
<tr><td>投資税額控除</td><td>21</td><td>21</td><td>21</td><td>21</td></tr>
<tr><td>特別償却</td><td>3</td><td>3</td><td>3</td><td>3</td></tr>
<tr><td>計</td><td>25</td><td>26</td><td>27</td><td>28</td></tr>
<tr><td rowspan="3">地方税</td><td>法人住民税</td><td>25</td><td>26</td><td>27</td><td>28</td></tr>
<tr><td>事業税</td><td>25</td><td>26</td><td>27</td><td>28</td></tr>
<tr><td>計</td><td>50</td><td>52</td><td>54</td><td>56</td></tr>
</table>
【算定根拠】
※国税については、令和3年度から令和6年度は「租税特別措置の適</td></tr>
</table>

用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）、地方税の法人住民税及び事業税については、各国税措置の合計としている。
※令和7年度の国税及び地方税の適用状況については、沖縄県調査による。
※令和 8 年度以降の見込みについては、【別紙】国際物流拠点産業集積地域における減収額・適用見込み（試算）を参照。なお、法人住民税及び事業税は各国税の措置の合計としている。

② 適用額

1．過去5年間の適用額実績

（単位：百万円）

	項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
国税	所得控除	75	173	197	48	0
	投資税額控除	170	52	318	196	362
	特別償却	42	16	117	5	0
地方税	法人住民税	13	6	26	15	25
	事業税	6	12	19	4	0

2．今後の適用額見込み

（単位：百万円）

	項目	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
国税	所得控除	74	147	221	294
	投資税額控除	208	208	208	208
	特別償却	148	148	148	148
地方税	法人住民税	18	19	20	22
	事業税	14	19	24	29

【算定根拠】
※国税については、令和3年度から令和6年度は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）、地方税（法人住民税・事業税の自動連動分）については、「地方税における税負担軽減措置等に関する報告書」（総務省）。
※令和7年度国税の適用状況については、沖縄県調査による。法人住民税は、国税の減収額に税率 7%乗じて算定、同期間の事業税は、国税の適用額（所得控除・特別償却）に税率 6.47%を乗じて算定。
※令和 8 年度以降の見込みについては、【別紙】国際物流拠点産業集積地域における減収額・適用見込み（試算）を参照。なお、法人住民税は国税の減収額に税率 7%乗じて算定、同期間の事業税は、国税の適用額（所得控除・特別償却）に税率 6.47%を乗じて算定。

③ 減収額

1．過去5年間の減収額実績

（単位：百万円）

	項目	令3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
国税	所得控除	17	40	46	11	0

	投資税額控除	170	52	318	196	362
	特別償却	10	4	27	1	0
地方税	法人住民税（所得控除分）	1	3	3	1	0
	法人住民税（投資税額控除分）	12	4	22	14	25
	法人住民税（特別償却分）	1	0	2	0	0
	事業税（所得控除分）	3	13	9	2	0
	事業税（特別償却分）	3	1	11	0	0

2．今後の減収見込み

（単位：百万円）

	項目	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
国税	所得控除	17	34	51	68
	投資税額控除	208	208	208	208
	特別償却	34	34	34	34
地方税	法人住民税（所得控除分）	1	2	4	5
	法人住民税（投資税額控除分）	15	15	15	15
	法人住民税（特別償却分）	2	2	2	2
	事業税（所得控除分）	5	10	14	19

事業税 （特別償却分）	10	10	10	10

【算定根拠】
※国税の令和3年度から令和6年度までについては、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）における実績に基づいて算出。令和7年度は、沖縄県調査に基づいて算出（【別紙】国際物流拠点産業集積地域における減収額・適用見込み（試算）参照）。
※法人住民税及び事業税について、令和3年度から令和6年度までは「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」（総務省）
※令和8年度から令和 11 年度の法人住民税は、国税の減収額に税率7％乗じて算定、同期間の事業税は、国税の適用額（所得控除及び特別償却）に税率 6.47%を乗じて算定。

④ 効果

《政策目的（9①）の達成状況及び租税特別措置等により達成しようとする目標（9③）の実現状況》
1　前回の政策目的の達成状況
　新規立地企業数のうち、本特例措置を活用して立地した企業数 10 社を目標（達成目標に係る期間は令和7年及び8年の2年間）としていた。令和7年度の実績は2件で、8年度の実績は現時点ではまだ出ていない。令和8年度の推計値として、令和4年から令和7年に立地した企業で本特例措置を活用した企業数の実績（14 社）から過去4年間の実績の平均の4社とした。令和7年度の実績（2件）と令和8年度の推計値4件をあわせると6件となり、と目標の10件を達するのは困難な状況であると想定される。
　令和4年及び令和5年の適用事業者の中で、事業認定を受けた事業者は2社いる。事業認定は設立から 10 年以内であることや雇用者人数要件など、厳しい要件を満たした事業者に対し適用されるものであるが、所得控除という優遇措置（課税所得を 40%を控除）は他地域と比較してもあまりない措置であり、事業者にとって立地を検討するインセンティブとなっていると言える（事業者からのヒアリング情報に基づく）。
　また、その他の措置についても、設備投資のタイミングは個々の事業者の設備投資計画や資金調達の状況に左右されるため、継続的に活用されない場合もあるが、活用を予定している事業者や、要件に合致する機会があれば活用したいという事業者は存在しており（沖縄県実施アンケート）、本税制の効果が一定程度あると推測できる。

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	合計
企業数（社）※	2	7	3	2	14

※主務大臣確認を受けた事業者の中で新規に設立した企業の数

2　今回の政策目的の達成状況
・国際物流拠点関連産業の域外搬出額

令和４年度	令和５年度	令和６年度
981 億円	1,043 億円	1,075 億円

・本税制活用事業者の設備投資額

令和４年度	令和５年度	令和６年度
１億円	21 億円	39 億円

・国際物流拠点関連産業の新規立地企業数

令和４年度	令和５年度	令和６年度
28 社	８社	▲13 社

３　達成目標の変更理由

前回の達成目標は、本特例措置を活用した新規立地企業の数を設定していた。

今回要望では、令和４年度から新たに導入した県知事認定及び主務大臣確認制度を踏まえて本税制措置の効果測定を検証するため、政策目的として、一人当たり県民所等を設定したうえで、政策目的に対して本税制がどれだけ寄与しているのかを定量的に分析できるよう、達成目標を変更した。

【使用したデータ（文献等の概要又は所在に関する情報を含む）】

《租税特別措置等により達成しようとする目標（9③）に対する租税特別措置等の直接的効果》

１　前回設定した目標に対する効果

令和8年度の実績値は現時点では出ていないが、前回設定した目標件数 10 件を達成するのが困難な可能性。この理由としては、新規立地企業が本特例措置を活用するタイミングは企業の投資計画や資金調達の状況等にも影響されると考えられる。実際に立地した企業で本特例措置を活用した事業者（令和4年から令和7年の本特例措置を活用した企業数の実績 14 件）を分析すると、設立から本特例措置を活用するまでの間に一定のタイムラグがある事業者も存在することが把握された。したがって、立地実績としてあらわれるまでには時間が必要で、租税特別措置により立地企業数を増加させる効果はあると考えられる。

２　今回新たに設定した目標に対する効果

＜適用期間中の目標：再掲＞

・国際物流拠点関連産業の域外搬出額

令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
1,178 億円	1,211 億円	1,245 億円

・本税制活用事業者の設備投資額

令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
18 億円	18 億円	18 億円

・国際物流拠点関連産業の新規立地企業数

令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
30 社	30 社	30 社

（達成目標に対する将来の効果予測）
⑴令和 11 年度の域外搬出額：1,245 億円
税制活用事業者は、主務大臣による確認制度を導入し、付加価値を一定程度以上とする要件を満たす必要があるため、より生産力を高め域外搬出額を増加させる効果が見込まれるが、税制活用事業者以外の事業者による域外搬出額も多分に含まれており、精緻に切り分けて見込みを算出することは難しい。
⑵令和９年度から令和 11 年度の設備投資額：18 億円
令和９年から令和11年までの見込みについては、投資税額控除及び特別償却の適用見込み数が合計24件であり、令和４年から令和６年の本税制活用事業者の設備投資額の平均額が 1.5 億円（同期間における事業者から提出された実施状況報告書の実績設備投資総額 61.4 億円、税制活用事業者数 41 件から算出）であることから、約 36 億円/年の設備投資額が見込まれる。
設備投資が増加すると、⑴に記載のとおりより生産力を高め域外搬出額を増加させる効果が見込まれる。
⑶立地企業数
立地企業数については、令和８年度は30社、令和９年度から令和 11 年度にかけては 32 社を見込んでいる（沖縄県調査※）。立地企業数が増加することにより、域外搬出額を増加させ県民所得を高める効果が見込まれる。
なお、令和６年度の投資税額控除に係る適用件数の６件と、将来の適用件数21社（過去７年の実績の平均）の乖離については、投資税額控除は、繰越期間が４年間認められており、事業者の当該税制措置を活用する時期を事前に特定して予測するのは難しいことや、設備投資を行った年の事業者の課税所得が低い場合は、十分に活用できないこともある。今回平均を取った過去７年間に当該税制措置の活用が集中して平均値が高くなっている可能性があるが、前述のように事業者の活用時期を予測することは難しく、当該措置に限定した効果に切り分けることも困難なため、代替の方法として、過去の実績を基に将来の適用件数を算出している。
※那覇地区立替後の入居企業数２社/年（県作成基本計画）、５市（那覇、浦添、豊見城、宜野湾、糸満）平均増加数 20 社/年（平成26年から令和元年のまでの増加数平均）、令和４年以降の拡充地域立地増加数 10 社/年の合計

【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】

				《適用数（10①）が僅少等である場合の原因・有効性の説明》 3．適用実績が僅少な理由 (1)所得控除 　所得控除については、対象業種が5業種に限定されていること及び従業員要件（常時雇用する従業員数 15 名以上）を満たす必要があり、適用できる企業は少ない。 　しかしながら、所得控除は、他の特例措置に比し適用企業に対する税制上の負担軽減効果が大きいため、企業集積を図るためのインセンティブとして非常に重要な役割を果たす効果が期待できることから、本特例措置の継続は必要である。 (2)特別償却 　特別償却の適用件数は僅少であるが、これは投資税額控除や所得控除、特別償却のいずれかを選択適用する制度となるため、本特例措置のうち、特別償却の適用を選択した企業が少ないことが要因である。 　本特例措置の過去の適用件数は、投資税額控除の適用件数に比し少なくなっている。これは、直接的な税負担軽減効果のある投資税額控除を選択する企業が特別償却を選択する企業よりも多いからである。他方、特別償却も事業への先行投資等を行った結果、赤字決算となった企業も税制上の欠損金の繰越しという制度との併用により先行投資等により発生した赤字を翌年度以降長期間にわたり繰越すことが可能である。 　よって、企業の業績状況や経営戦略により選択可能な複数の特例措置を設けることにより、多様な企業に積極的な設備投資を促進させ、当該地域への集積を図るインセンティブ効果が期待できることから本特例措置の継続は必要である。 (3)投資税額控除 　(2)に記載のとおり、企業が特別償却又は投資税額控除を選択するかは、企業の業績や経営戦略により決定されるものである。令和6年度の投資税額控除の活用件数は7件となっているものの、令和3年度から令和7年度の実績を平均すると、年平均 13 件となっており、令和6年が少なくなっているのは、企業の業績が影響しているものと考えられる。企業にとって、複数の税制措置から業績や経営戦略によって選択できることは、企業の利便性を高めることにつながるため、本特例措置の継続は必要である。
		⑤	税収減を是認する理由等	国際物流拠点関連産業の設備投資及び立地企業の増加により、国際物流拠点関連産業の域外搬出額は令和4年度から令和6年度において 94 億円増加しており、本制度による令和4年度の減収額4億円（国税3億円＋地方税1億円）と比較し、税収減を是認できるもの考えられる。
11	相当性	①	租税特別措置等によるべき妥当性等	国際物流拠点産業集積地域においては、道路貨物運送業、卸売業、製造業等、多様な業種を国際物流拠点産業と定義しており、その企業規模やビジネス形態等も多様である。これらの企業へ効果的にインセンティブを与え、当該集積地域への立地や設備投資を促す手段としては、予算の制限や特定の企業を対象とした補助金等ではなく、各企業の経営計画に柔軟に対応でき、対象業種の全ての企業に対し制

				度が保証されている税制措置が適当であり、本特例措置は妥当と考えられる。 　また、本特例措置は、主務大臣による確認制度を導入し、付加価値等の所定の要件を充足する事業者に限り本税制措置の適用を認めている。あわせて、措置実施期間中は毎事業年度に実施状況報告書の提出を義務付けており、事業者が策定した措置実施計画の進捗及び達成状況の把握が可能である。これにより、本制度には一定の規律が担保され、設備投資の効果が見込まれる事業者に対象が限定されている。したがって、本特例措置は、適用対象及び内容のいずれの観点からも必要最小限のものと考えられる。
		②	他の支援措置や義務付け等との役割分担	国際物流拠点産業集積地域は、東アジアの中心に位置する本県の地理的特性を活かし、国際競争力のある物流拠点の形成に向け、物流機能を活用した高付加価値型のものづくり企業等国際物流拠点産業の集積を積極的に図るための制度である。 　一方、沖縄振興特別措置法において同じく位置付けられる「産業高度化・事業革新促進地域」は、沖縄のポテンシャルを活用した産業イノベーションを推進し、沖縄の幅広いものづくり産業の基盤となる製造業等の振興を図り、沖縄の地域資源を活用した新事業の創出、企業の製品開発力・技術力の向上等を目指すための制度であり、両制度は目的が異なるものである。 　また、沖縄振興特別推進交付金（一括交付金）は、物流量の増加施策や高コストな物流費の軽減策など、沖縄固有の特殊性に基因する今なお残る課題等に取り組むための制度であり、建物や設備等の取得促進により県内での新たな事業展開を後押し、国際物流拠点産業の集積（企業の誘致）を図る本税制とは役割が異なる。
		③	地方公共団体が協力する相当性	本制度は沖縄県からの要望も踏まえて延長要望するものであり、国税に自動連動する地方税の軽減はあるものの、本制度の達成目標を実現することは沖縄振興に寄与するため、沖縄県が協力する相当性がある。
12	有識者の見解			ー
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期			令和６年８月（R6 内閣 07）